

# 池島町の条里遺構

— 調査概報 —

1973. 3

東大阪市遺跡保護調査会

## はじめに

考古学の教ゆるところに従えば、吾等の遠祖は喜怒哀楽の生活を経過した。その経過を直ちに現代人が身近なものとしての感じを受け得られるこの遺跡・遺物が如何に豊かな内容を含むかは今改めて述べることは差し控える。今回、計らずも府立高等学校の建設が、その用地として、池烏条里制の遺跡地域を必要とする緊急に迫られたため急ぎこの池烏条里制遺跡の発掘調査を実施するはこびとなった。

元来この池烏条里制の遺跡は稀にみる完璧な遺跡であって史書が示すその制度下に吾等の祖先がこの地を生命の基底として血を注ぎ汗を流して専ら豊穡を祈った。その生霊が迷う幽玄の地である。

然し本会は府当局の要請に基づき昭和47年7月25日より今年7月31日までに調査準備期間とし今年8月1日より発掘の工を起し炎暑をも省りみず、若き学徒がこの祖先の糧とした条里制に発掘探求の科学の一鍬を加え、昭和47年8月26日に至りこの制度の正しき施設の一角を研鑽してこの工を終えた。この発掘研究調査に従った若き学徒は、河内平野のほぼ中央部に当るこの地この原頭に立って古往今来流転の急なるを感じ、暑熱の昴り夕闇迫る風に吹かれて、遠き世の生命の「いざない」の感深きものに心ひそかに古今を偲んだであろう。遺跡調査が文化の先頭に立って優先することを切に望んで止まない。

昭和48年3月

東大阪市遺跡保護調査会

会長 川中 誠三

## 例 言

本調査報告書は報告書作製にあたり、「位置と環境」と「調査の経過」を藤井直正、竹下 賢、そのほかを萩田昭次が執筆し、写真撮影に中村晶子、竹下 賢、があたり、平板測量に下村晴文、出土遺物の実測に才原金弘、その他の原図の作製に萩田昭次があたった。

また、出土遺物の考察にあたって、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部小笠原好彦氏、水利慣行、条里制の考察にあたって、繩手農業協同組合理事長松田一重氏、池島町自治会長藤沢 彰氏の助言をうけた。

# 目 次

はじめに .....	1
I 位置と環境 .....	1
II 調査の経過 .....	3
III 発掘調査 .....	5
IV 出土遺物 .....	11
V 現状調査 .....	13
VI 河内郡・若江郡の条里復原 .....	17
VII 池島地区の水利慣行 .....	30
VIII ま と め .....	33
付 河内郡・若江郡条里関係史料 .....	35

図版一	発掘調査区域実測図
図版二	各トレンチ断面図
図版三	第3トレンチ断面図、平面図
図版四	出土遺物
図版五	河内郡、若江郡北部条里復原図
図版六	池島条里河之部現状図
図版七	池島条里河之部引図
図版八	池島地区道路用水路図
図版九	吉田条里小字図（明治初年地籍図より）
写真図版第一図	東大阪市東地区南部航空写真
写真図版第二図	池島条里の現状
写真図版第三図	池島条里の景観
写真図版第四図	発掘調査
写真図版第五図	発掘調査
写真図版第六図	池島条里の地割
写真図版第七図	池島地区の水利(一)
写真図版第八図	池島地区の水利(二)

挿図第一図	池島条里付近地図	1
挿図第二図	発掘調査スナップ	2
挿図第三図	第3トレンチの調査	6
挿図第四図	第7トレンチの調査	9
挿図第五図	第6トレンチ第4層出土の北宋銭	11
挿図第六図	近世の陶器	12
挿図第七図	字河33北東角の石橋	30
挿図第八図	字鉦6の戸堰	31
第1表	府立高校建設用地方格地割数値	13
第2表	池島条里河之部方格地割数値	14
第3表	河内郡・若江郡方格地割数値	14
第4表	池島条里鉦13 各地番の面積	15
第5表	池島条里河7、河8 各地番の面積	15
第6表	河内郡の坪名一覧表	19
第7表	若江郡北部の坪名一覧表	19

## I 位置と環境

東大阪市池島町の集落は、近鉄奈良線瓢箪山駅の西南方1kmの地点にある。そして池島条里はこの池島集落を中心として、東西1km 南北2.5kmの範囲に広がっている。

池島条里の東方3kmに、標高640mから450mの生駒山地の尾根が起伏して南北に走り、その西方は急な斜面となって、客坊谷・鳴川谷・横小路谷などの溪谷を作り、それぞれ名黒川・御神田川・大門川・箕後川などの小流が平野部へ流れ下っている。その小流が溪谷の谷口からゆるやかな斜面となって平野部へ流れ出るところに扇状地を形成している。このような扇状地が、生駒山地の西側のふもとに幾つも重複して並び、幅0.5～1kmの複合扇状地をなしている。

その合地状の標高10～30mの複合扇状地が尽きて、低平なところ、今回の調査区域一池島町の条里遺構があり、その標高は4～6mをはかる。その池島条里の西方10kmあまり、上町台地にいたるまでが低平な河内平野がつづいている。河内平野には、平野川・長瀬川・玉串川・恩智川などの河川が北流し、平野の北部でそれぞれ榎屋川と合流し、上町台地の北辺を流れて大阪湾にそそいでいる。

生駒山地の西斜面を下る小流の水量は少なく、夏期の水田耕作の用水に不足するので、山麓のいたるところに、数多の蓄池がつくられている。

ここに述べた生駒山ろくの複合扇状地には、その地理的条件から原始・古代人のもっとも恵まれた生活舞台であったため、先土器・縄文・弥生・古墳・歴史時代までの集落跡・墳墓・祭祀遺跡・寺院跡など各種の遺跡が濃密に分布している。また、河内平野部は、遺跡の分布は疎薄であり、水田耕作がはじまった弥生時代以降の遺跡が分布している。

池島条里の背景となる遺跡は、その東方の扇状地に存在している。その概略を説明すると、まず、池島集落の東方1kmに豊富な縄文時代の資料を学界に提供した縄手(南四条町)・馬場川(横小路町)両遺跡がある。弥生時代の遺跡としては、縄手遺跡・馬場川遺跡のほかに、高地性住居としての性格をもつ山畑遺跡(上四条町)・岩流山遺跡(六万寺町)などがある。また、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての遺跡として、縄手遺跡・北島池遺跡(若草町)・八尾市上尾遺跡がある。



第一図 池島条里付近地図

北島池遺跡・上尾遺跡は、外環状線沿いの標高10mのラインに並び、また、遺跡の状況・年代ははっきりしないが、池島集落のすぐ東方の下六万寺町には古墳・歴史時代の遺跡が分布しているものと思われる。

八尾市楽音寺にある古墳時代前期の西山古墳、花岡山古墳、その下方に全長130mの



第二図 発掘調査スナップ

周濠をもった中期の心合寺山古墳は当地方を支配していた盟主の墳墓であると考えられる。また、横小路町の大賀世古墳、縄手小学校の校庭の下に埋もれていたえの木塚古墳は、これに続く古墳である。そして、後期には数十基以上は存在していた山畑古墳群、その南方に鳴川谷・横小路谷とまばらながら後期古墳が存在している。寺院としては、中世に興隆した六万寺がある。現存する往生院はその一堂を継承したものと伝えられている。

このように、当地方においては弥生時代の後期から、扇状地部のみでなく、低平な平野部にも広く水田が開かれ、その豊かな生産力を背景とした有力な氏族が蟠踞していたことが推察される。

## II 調査の経過

大阪府教育委員会においては、東大阪市池島町6丁目108-156番地、すなわち、旧地籍図の字河の25、26、27、34、35、36の敷地に、昭和48年4月1日、大阪府立池島高等学校を開校する予定で校舎建築の準備が進められた。

東大阪市遺跡保護調査会は同敷地の条里遺構や水利関係の調査について、大阪府教育委員会より委託金180万円をもって事前調査の委託を受けた。

発掘および現状調査の期間は昭和47年8月1日より同年8月31日、整理期間は同年9月1日より12月20日である。

### 調査メンバー

事務主任	竹下 賢
調査主任	荻田昭次
調査員	下村晴文、神崎 勝、庄司郁夫、中村晶子、牛尾佳子、本城節子、川脇節子
調査補助員	稲山数士、芋本隆裕、井田和太、永井俊博、高田治樹、石黒謙一、西田英一、川中則彦、中村 潔、村上千寿、飯塚順之、柳田 山田恭嗣、池田祐士、松岡良恵、本田圭子、葛本高子、竹藪喜洋子、鷺尾恵美子、藤井徳子
日新高校	乾 渡、山口郁夫、中村恵洋、湯村文司、芳賀俊光、福井信一、井上 小西絹子、大垣美枝、篠子裕美、林田ひろみ、村上明美、宮本 泉、沖出アヤ子、須賀美智子

### 調査の内容

#### (1) 発掘調査

大阪府立池島高等学校建設予定敷地内の農道上に9か所、計200m<sup>2</sup>のトレンチを設定し、条里の畦畔の遺構の調査

#### (2) 平板測量

池島高校建設予定地の畑、水田、用水路、農道の測量

#### (3) 現状調査

字河の一の坪より三十六までの全域にわたる水田、用水路、農道の写真撮影と土地利用状況の調査

#### (4) 地籍図の調査

地籍図の所蔵者・東大阪市役所東支所・中文所を訪れ、東大阪市東地区・中地区の小字名の調査

#### (5) 水利慣行の調査



字峠、字秀、字河の108か坪の池島条里と考えられる区域と恩智川筋の水利施設の調査、写真撮影、流水状況の記録、水利に関する古文献など。

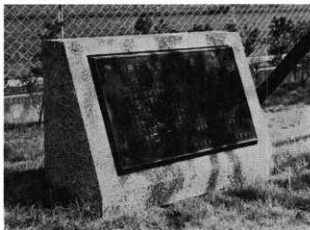
#### 池島町条里遺構調査に伴う要望書の提出

昭和47年7月、上記調査にともなって、次の三点について要望書を作製し、同年8月11日、大阪府教育委員会教育長に提出した。

- (1) 条里遺構全般にわたる保護の長期計画を明示すること
  - (2) 条里遺構以外の遺構が発見された場合、調査費を追加すること
  - (3) 学校建設にあたって、条里区画が消失されないよう要点に標柱を埋設すること
- 同年9月12日、上記調査の中間報告書を作製し提出した。

#### 条里遺構の標柱と顕彰碑の埋設

昭和47年9月28日、上記要望書の第三項の内容にともなって、条里遺構の標柱と顕彰碑の案を提出し、昭和48年3月、大阪府立池島高校敷地に埋設された。



#### 池島町条里遺構顕彰碑碑文

河内国は条里制が広範囲にのこる地域である。なかでも東大阪市池島町から玉串東町、花園東町にわたる地域には整然とした地割と1から36までの坪付名が残されている。本校の敷地は河内国河内郡条里の二条、字河の25・29・35・36の四坪と27・34坪の南半分に該当している。

本校建設に際し、東大阪市遺跡保護調査会に発掘調査を委託し、交点の杭および、水田の溝、畦畔等の遺構を発見して、これを丁寧に埋め戻し保存をはかった。

なお、各坪の交点には、標識を設置してその顕彰をはかっている。

昭和47年 大阪府教育委員会

### Ⅲ 発掘調査

東大阪市の東部、恩智川をはさむ旧河内郡市場村・福万寺村・池島村の地域は、方一町の地割が農道や水路によってよく遺っている地域である。しかも、1から36までの坪付の呼称が幾つかのグループにはほぼ完全に伝えられてきたことは全国的にも稀有の存在として注目されてきた。

しかし、近年の都市開発によって、次第にそれらの遺構は消滅してきており、現在では府道布施一四條線、恩智川、箕後川、外環状線によって囲まれた池島町字河・秀の区域が古くからの景観を最後に残す地域になっている。

今回の調査は、この地域の現状を調査し、若干の箇所にトレンチを設け発掘調査をすること、水利慣行の調査をおこなうことを目的とし、府立高校建設予定地である字河25・26・35・36の4カ所と字河27・34の半分の約5万m<sup>2</sup>の区域内にトレンチを設定した。

トレンチの設定は、字河34・35と字河27・26の間を東流する水路上のラインを除いて、敷地の中心を南北に通じる農道上に第1・第5・第6トレンチを、東西に通じる農道上に第2・第4トレンチを、この二つの農道の交点に第3トレンチを図版一のごとく設定した。また、1町四方の地割を十分割したときの小さい畦の有無を調査するため、第7・第8・第9トレンチを設定した。各トレンチの発掘調査の状況は次の通りである。

#### 第1トレンチ

字河36と河25の境をなす幅1.8m(曲尺の6尺)高さ0.1mの畦を中にして5m×2mのトレンチを設定した。字河36・河35は地元民の言によれば近年、地盤沈下により低くなったということである。そのため、発掘開始時は両水田ともに絶えず20~30cm滞水しており、畦も水がつかるところが見られる状態であった。

第1層	3~4 cm	表土層	草根、腐蝕土が多い。
第2層	30~40 cm	淡褐色土層	遺物を包含していない。
第3層上面	5~10 cm	淡灰褐色砂層	中世の時期に属する須恵器片、瓦器片を包含する。

第3層下面 5~10 cm 黄褐色砂層 遺物を包含していなかった。

第1、第2層により現在の畦を形成し、第3層下層下面に現在の畦より東方へ1.1mずれて古い畦の痕跡が見られた。その畦の幅は1.8m(曲尺の6尺)である。

第4層	古い畦の部分	約40 cm	淡赤褐色粘土層
	両側の水田の部分	約30 cm	青灰褐色粘土層

近世の時期に属する平瓦片が出土した。

第5層 80 cm以上 淡灰褐色粘土層 近世の陶器片、中世の土師器片を包含していた。地表下1.5mまで掘り下げた。粘着力の強い粘土層であること、湧水が激しいことで、

これ以上掘り下げることに作業が難行した。

### 第2トレンチ

字河36と35の境をなす幅2.2m、高さ0.2mの畦を中にして5m×2mのトレンチを設定した。この地点の農道は6尺(1.8m)の道として構築されているが、当地点は若干幅が広がっている。

第1層 10~30cm 表土層 草根、腐蝕土が多い。

第2層 畦の中心部、幅80cmの部分 5~10cm 床土  
その両側、10~15cm 耕土、遺物を包含していない。

第3層 字河35側 5~10cm 淡褐色砂層

字河36側 約10cm 淡灰色砂層

遺物を包含していない。第2層の下面の第3層の淡褐色砂層と第4・5層により古い時期の畦を形成している。現在の畦の下方40cmに古い畦の両側を走っていた水路(幅40cm、深さ50cm)の痕跡が発見された。

第4層 古い畦の両側の部分、10~15cm 淡灰色砂質土層  
水路の部分黄褐色砂層 6~7世紀の土師器片、須恵器片が出土した。

第5層 字河35側の部分 40~50cm 灰褐色砂質土層 土師器壺の把手・須恵器片・平瓦片が出土した。

古い畦・字36側の部分40~50cm 茶褐色砂質土層

第6層 80cm以上 灰色砂層 遺物を包含しなかった。

畦面下1.8mまで掘り下げた。湧水激しいため、これより下面の状況は不詳である。

### 第3トレンチ

字河35と36の間を通じる農道と字河35と26の間を通じる農道との交点を中心にして、6×7mのトレンチを設定した。字河35と36の間を通じる東西の農道は幅6尺(1.8m)であ

り、字河35と25の間を通じる南北の農道は幅8尺(2.4m)として構築されている。発掘前の農道面は低く、水田の水が浸っている状況であったが、この交点を20~30cm掘り下げると、交点の南西の字河36の水田から、北東の字26の水田に流れる径30cmと50cmの土管が押しつぶされた形で出土した。割れた土管の上半部は南側の畦の補強にも



第三図 第3トレンチの調査

使用されていたから、この土管は不要になり、故意に破壊されたものである。この土管を撤去して掘下げると、図版三のごとく20本あまりの境界杭と交点の中心部より、80 cm 西寄りに40×30 cm ぐらいの生駒石が検出された。この生駒石は、この付近の農地面には、みられない大きな石であること、当地点より東北方6 km の生駒山塊の石材であること。東西に通じる農道の中心線上にあり、南北と東西の農道の中心の交点より80 cm 西寄りにあること（これは、交点を横断する水路敷設のため、西寄りにおいたと考えられる）など諸点から境界石と考えられた。この交点にある境界杭をさらに掘下げて、新たに検出された4本の杭を併せて考察すると、少なくとも三つの時期の杭があることがわかった。

池島町に在住され、縄手農業協同組合長をしておられる松田一重氏の言によれば、「農道の交点における境界杭の打ち方として、長さ6尺の杭を交点より若干離して四方の農道にそれぞれ中心杭1本と、境界杭を2本ずつ計12本打ちこむというのが現行の方法である」ということであるから、図版三中の1～10の杭は現在の農地と農道の境界を示すものとして使用している杭である。11～20の杭の打ち方・交点に境界石をおく方法は、松田一重氏は知らないということであるから、現在、使用以前の杭である。

明治初期に記された『池島村誌』によると、現交点において南北に通じる農道は幅8尺、東西に通じる農道は6尺になっている。現在の杭は打ち替えられることがあって、そのまま、明治初期から使用されてきた杭であると考えられ11～20の3尺の幅で打ち込まれている杭と境界石はそれ以前に使用されていたものであると考えられる。

すなわち、第2トレンチで検出された水路が現在の6尺の畦の幅の内方にあるから、過去の農道の幅は3尺であって、その南側に水路があったのである。そして、第3トレンチの11～20の杭は、その配置の状態から幅3尺の農道と幅4尺の農道の交点を示すものである。

1～10、11～20の杭にくらべて、あとで検出された腐敗のはなはだしい古い4本の杭は、さらに古い時期の杭であると考えられる。杭の数は少ないが、抜き去った杭、消滅した杭もあったのであろう。この古い杭については、農道の幅を知る決め手はない。

以上、第3トレンチにおける少なくとも三つの時期の境界杭の配置が存在することは、この交点を長い何百年という年数の間、引継がれ維持されてきたことを示すものである。

### 第3トレンチ北側断面

第1層 約5 cm 表土層 草根、腐蝕土が多い。

第2層 20～30 cm 淡黄褐色土層 近世の陶器片・土管片・丸瓦・平瓦片・中世の土師器片・瓦器片・施釉陶器片・古代あるいは中世の土師器・須恵器片を包含している。

第3層 5～10 cm 淡褐色土層

農道面下50 cm 第4層において古い畦の痕跡が検出された。黄褐色土層、厚さ20 cm 幅90 cm である。この西側に幅90 cm の水路の痕跡が検出された。

第4層 字河35側 20～40 cm 暗灰色砂質土層

字河26側 10~20 cm 淡黄灰色砂質土層

第5層 10~25 cm 淡灰色砂層

第4・5層より古代あるいは中世の土師器・須恵器・瓦器片が出土した。

### 第3トレンチ東側断面

第1層 約5 cm 表土層 草根、腐蝕土層である。

第2層 10~20 cm 淡黄褐色土層

農道面下20 cm、第3層において、幅1.5 mの古い畦を検出した。この古い畦の北半は灰褐色砂質土層であり、南半は黄褐色土層であった。厚さ約20 cm。

第3層 字河26側 10~15 cm 淡褐色土層。

字河25側 20~30 cm 灰色土層

第4層 5~10 cm 淡黄色砂質土層

第5層 農道面下 5~10 cm 黄色砂層

両側水田 10~30 cm 青灰色砂層

農道下約1.5 mまで掘下げたが第6層以下灰褐色砂層で遺物は包含していなかった。

### 第4トレンチ

字河26と25の間を農道の南辺より北へ15 m、幅2 mのトレンチを設定した。この農道は、第3トレンチの交点より真東に引いた線が南へ1~2度偏っていると考えられたから、古い畦の状態がどうなっているかを調べるために北へ延長した。

第1層 10~30 cm 淡褐色土層 地表は草根が多い。遺物を包含していない。

第2層 30~50 cm 淡赤褐色土層 陶器片・土師器・瓦器片を包含していた。

第3層において、現水路の北側に幅2.8 mのしっかりした灰赤褐色粘土層の古い畦を検出した。現水路の南側、すなわち、現農道の下面にも古い畦の痕跡をみとめたが、その畦の形成の状態から考えると、水路の北側がもとの農道であって、南の古い畦は水路の堤であったと考えられる。南側の古い畦の層位は図版二のごとく何度か水路の土を掘上げて補修したためか複雑である。

北側の灰赤褐色粘土層の古い畦の下面には灰褐色土層、その下方に黄褐色砂層がある。その古い畦の北側の第2層に続く層位は、図版二のごとく灰褐色粘土層、灰褐色砂層・淡褐色砂層・淡赤褐色礫層となっている。第3層となる古い畦、および灰褐色粘土層には古代末期と考えられる土師器・須恵器片があり、近世の陶器片も混入している。調査した層の最下層の淡赤褐色礫層ないし黄褐色砂層には近世の陶器片などを含まない古代の土師器、須恵器片が出土した。

### 第5トレンチ

字河35と字河26の間を通る農道をはさんで2×5 mのトレンチを設定した。農道の幅は1.8 m、高さは40 cmである。



第四図 第7トレンチの調査

- 第1層 約20 cm 淡褐色粘土層 地表に草根、腐蝕土が多い。
- 第2層 15~20 cm 淡灰褐色土層、水田の耕土である。陶器片・瓦片を含む。
- 第3層 農道面下に淡黄褐色土層と赤褐色砂質土層による古い畦がある。

水田面下 5~10 cm 淡黄褐色砂質土層 土師・須恵器片・平瓦片が出土した。

第4層以下、字河36側は淡黄褐色砂質土層、淡灰褐色砂質土層・暗灰色粘土層であり、字河26側は淡灰色砂層・灰褐色土層・褐色粘土層・淡灰色粘土層であり、農道面下1.5mまで字河35の土層と字河26の両水田の土層が農道を境にして相違していた。これは第7層の淡灰色粘土層にも土師器・瓦器片を包含していたから、第6・第7層の時期から字河35と河26の境界線が今日まで引継がれて存在していたことを示している。

第4層には土師器・須恵器・瓦器片、第5層には土師器・瓦器・陶器片を包含していた。

#### 第8トレンチ

字河34と字河27の間の農道をはさんで2×5mのトレンチを設定した。農道の幅は2.4m、高さは50cmある。

第1層 5 cm 表土層 草根、腐蝕土である。

第2層 農道下 40~50 cm 褐色砂質土層 瓦片、陶器片を包含する

水田 20~40 cm 耕土

第3層 10~20 cm 茶褐色砂質土層

第4層 字河34側 約10 cm 黄褐色砂層 この層中より北宋銭が出土した。

字河27側 20~40 cm 赤褐色砂質土 近世の軒平瓦が出土した。

第3・4層は両水田より、約40cm高くなっており、古い畦の痕跡である。しかも、第4層は両水田の土層が相違している。

第5層 80 cm 字河34側、小礫を包む淡灰色砂層、字河27側、灰色粘土層であり、両水田の上層が相違している。

第3・第4層において古い畦の痕跡をのこし、第4・5層において、農道を境にして両水田の土層を相違していることは、字河34と27の境界線が第5層の時期から、境界線を維持していたことを示している。

### 第7・8・9トレンチ

1町四方の水田をさらに、長地あるいは半折型に十分割したときの畦畔の痕跡を確かめるため、字河35と26の間を通る農道上に第7、字河26と25の間を通る農道上に第8・第9のトレンチを設定したが、いずれのトレンチにおいても、その痕跡を確かめることができなかった。

また、第8・第9トレンチにおいて、包含層の有無を調べるため、地表下2mまで掘下げたが、前述の包含層より下方には遺物を包含していなかった。地表下2mより下方は、川砂のような砂層になって、ポンプの排水量より、湧出量の方が多くなり、掘り下げることが不可能であった。

## IV 出土遺物

発掘調査は9か所にトレンチを設定し、130m<sup>2</sup>あまりを掘さくした。この130m<sup>2</sup>あまりで出土した遺物の量は極めて少量である。

全出土量の60～70％は近世の陶器片・瓦片・土管片であり、20～30％は平安・鎌倉・室町時代の土師器・瓦器・陶器片であり、数％が古墳・奈良時代の土師器・須恵器片である。弥生式土器と考えられるものは土製紡錘車1点のほか数片にすぎない。

### 弥生時代の遺物

弥生時代の遺物として、土器片を材料として製作した径約5cmの土製紡錘車1点がある。中央部にていねいに両側より穿孔をほどこしている。周縁部は破砕されたままである(図版四・1)。このほか、弥生式土器と考えられる小破片が数片はあるだろう。

### 古墳時代の遺物

土師器 高坏の坏部破片がある。内面にしほり目を残す(図版四・2)。7世紀中ごろのものであろう。このほか、煤付のはなはだしい、器壁の薄い刷毛目をほどこした甕の破片が少数ある。

須恵器 内側に同心円のあて板痕、外面に平行タタキ目のある甕の破片と蓋环のつまみ片(図版四・3)・坏の破片(図版四・4)がある。蓋环のつまみ片は須恵器の古い時期に属するものである。坏の破片は立ち上りが低く、坏部の浅い7世紀はじめに属するものと考えられる。

### 奈良・平安時代の遺物

奈良・平安時代に属すると考えられる土師器片・須恵器片の少破片が多数あるが、大部分は小片であるため年代を明確にすることはできない。図版四・5の土師器の皿は内面に真直ぐ放射状に暗文が走り、7世紀中ごろのものと考えられる。また、図版四・6は土師器甕の口縁片である。

図版四7あるいは8・9のような土師器塀の把手が出土した。8と9は色調・焼成・形を同じくするので一対の塀の把手であろう。7の方が時期を古く考えることができ、7～8世紀のものであると考えられる。このほか土師器の土馬の足(図版四・10)と考えられる遺物がある。



第五図 第6トレンチ第4層出土の北宋銭



北宋銭が1点ある。第6トレンチ第4層の古い畦畔の字河34側で出土した。〔天聖元宝〕とあり、北宋の天聖年間すなわち1023年～1031年に鑄造されたものである。輸入され、使用されている期間があるから、本宋銭の埋没は鎌倉時代ははじめごろであろう。

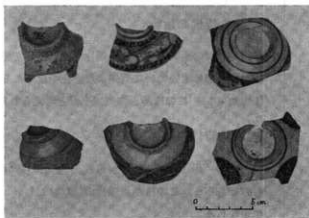
図版四・11は平安時代中・後期に属すると考えられる土釜の破片が2点出土した。外面のツバの下方、および、内面に煤付が甚しい。

#### 鎌倉・室町時代の遺物

燈明皿・土釜などの土師器片・瓦器碗片・施釉陶器片、図版四・12のような知多あるいは信楽に属する摺鉢片、瓦質土器の盤片などがある。

#### 近世の遺物

近世の遺物で圧倒的に多数を占めるのは陶器片である。図7のような農民が日常使用した皿・碗などが多い。日中農耕の合間に農道で食事をしたときの遺物であろう。このほか、摺鉢片・瓦片・土管片などが目立つ、瓦片などは、農道の補強あるいは、水路の堰に使用したものであろう。



第六図 近世の陶器

## V 現 状 調 査

府立高校建設予定地は池島集落の西南500m、字河25・26・35・36の農地の全部と字河27・34の農地の二分の一、あわせて約5万m<sup>2</sup>である。現地は昭和46年に大阪府により府立高校建設予定地として買収されて以後、耕作がおこなわれていないので、夏草が生い茂り、用水が停滞し、この地に飛来する野鳥類にとってこよなき棲息地となっている。

調査はまず府立高校建設予定地の実測調査より始めた。ほぼ、農道・水路に沿って、東西・南北に25mごとに杭打ちをし、農道・水路・あぜ・堤の平板測量をおこなった。そして、発掘調査のトレンチの位置も記入した(第1図)。

この実測図によると、方1町地割と考えられる地割が農道や水路によってほぼ区画されているが、それぞれの地割の辺の長さおよび方位は次の通りである。

	長 さ	方 位
河26北辺	• 108m	E2° S
河25北辺	• 108	E9° S
河25南辺	• 108	E2° S
河35北辺	(111)	E1° N
河36北辺	(114)	E4° S
河36南辺	(115)	E3°30' S
河26東辺	• 114	N4° E
河25東辺	( 97)	N4°30' E
河35東辺	• 106	N3°30' E
河36東辺	(107)	N3°30' E
河35西辺	• 102	N5°30' E
河36西辺	(107)	N5°30' E

( ) は恩智川、箕後川中心部までの数値

第1表 府立高校建設用地方格地割数値

南北と東西の距離を別々に平均値をだした。その平均値は南北109.9m、東西108.6mである。

この数値を河内郡全体についてみると、多少数値の変動があるが、1町の距離が107～113mであり、平均値が109.5mになっている。条里の地割の方位もほぼ極北を保っており、N0～2°E、偏角の平均値はN1°5'Eである。

府立高校建設予定地の実測調査とあわせて池島条里河之部の6町方格にあたる敷地の現状調査をおこなった(図版六)。また、池島町泉証寺住職藤沢彰氏所蔵の明治初年の引図の複写をおこなった(図版七)。この図版六と図版七の比較検討をすると次の通りである。

土地利用の推移——両図の間には約100年の年数のへだたりがある。明治初年の図版七は数m、長さ100mの畑地が各地割の中に、多数設けられ、その畑地面積は約三分の二、

左の表の・印の数値は108m±2mである。これ以外の辺の値はこの敷地の西側を北流する恩智川および、南側を西流する箕後川の敷地によって削減されているので小さい数値になっている。

したがって、1町方格の地割は、恩智川および箕後川の敷地の中心部より測定しなければならない。表の( )内の数値はその数値である。

池島条里河之部全体の各坪の地割の距離がどうなっているか、三千分の一の地図によって、距離の測定をした。これによると次表の通りである。

この表によると、地割の農道・水路・あぜが部分的に移動していることもあって、±7mまでの誤差がある。

一町方格東西の長さ				一町方格南北の長さ			
河1南辺	106 m	河24北辺	116	河1東辺	103 m	河20東辺	108 m
1北辺	105	23 "	110	2 "	116	19 "	116
2 "	102	22 "	106	3 "	116	25 "	97
3 "	103	21 "	106	4 "	107	26 "	114
4 "	108	20 "	107	5 "	114	27 "	114
5 "	108	19 "	108	12 "	110	28 "	110
12南辺	109	25南辺	108	11 "	107	29 "	110
12北辺	113	25北辺	108	10 "	114	30 "	116
11 "	112	26 "	108	9 "	108	36 "	107
10 "	107	27 "	108	8 "	111	35 "	106
9 "	110	28 "	110	7 "	106	34 "	111
8 "	108	29 "	109	13 "	109	33 "	111
7 "	—	30 "	109	14 "	106	32 "	109
13南辺	107	36南辺	115	15 "	115	31 "	112
13北辺	102	36北辺	114	16 "	109	36西辺	107
14 "	105	35 "	111	17 "	106	35 "	105
15 "	107	34 "	108	18 "	118	34 "	112
16 "	109	33 "	108	24 "	109	33 "	110
17 "	109	32 "	109	23 "	106	32 "	108
18 "	108	31 "	113	22 "	112	31 "	112
24南辺	116	平均値	108.6	21 "	111	平均値	109.9

第2表 池島条里河之部方格地割数値

	6町の長さ		1町の長さ		偏 角		
	東西	南北	東西	南北	東西	南北	
河内郡	2条池島字河	654 m	660 m	109 m	110 m	E1° 9'S	N1° 43'E
	3条池島字秀	648	649	108	108	E0° 58'S	N1° 19'E
	4条池島字辨	654	648	109	108	E0° 45'S	N0° 58'E
	3条市場字皮	550.5 (5町分)	655.5	110	109	E1° 0'S	N1° 0'E
	4条市場字玉	549 (5町分)	657	110	109.5	E1° 43'S	N1° 9'E
	5条吉田新家(東)	324 (3町分)	652.5	108	109	E1° 43'S	N1° 0'E
	6条吉田字吉	439.5 (4町分)	552 (5町分)	110	110	E0° 52'S	N1° 0'E
	7条吉田字荒	450 (4町分)	666	110.5	111	E1° 0'S	N0° 34'E
	6条松原		660		111	E1° 0'S	N0°
	2条横小路	446 (4町分)	650	111.5	108	E1° 43'S	N1° 43'E
若江郡	4条四条(概無里)	648	642	108	107	E1° 35'S	N2° 0'E
	5条河内		648		108		N1° 35'E
	10条布市		676		113		
	10条日下		652		109		
文井・新家	448.5 (4町分)	663	112	110.5	E1° 26'S	N0° 34'E	

第3表 河内郡・若江郡方格地割数値

水田面積は約三分の一になっている。このような土地利用の形態は、江戸時代中期より河内地方に盛んになってきた綿作経営によるものである。すなわち、低湿地における綿作経営の方法として、もと全域が水田であった敷地に図版七のごとく水田の土を掘り上げ、畑地と水田を設け、畑地に綿作をおこなったのである。これを半田経営という。池島条里鉢13の例によると資料に一部面積の記入がないが次の通りである。この集計によると田35.6%畑64.4%である。

また、鉢13すなわち、1町方格の地割を十等分した各地割の面積は、9畝から1反3畝あまりまであり、その地割は必ずしも正確に十等分した数値になっていない。

河之部で十等分の地割が遺存し、その地割が比較的に整った河7・河8についてみると表の通りである。やはり正確に十等分された数値になっていない。

したがって、きわめて整然と一町方格に地割が敷かれている池島条里も、その一町方格の分割は、十一・十二等分されている例、八等分・九等分されている例があり、それぞれの細分された地割の間に、統合・分割されたと考えても、かなり、不規則な状態がみられる。このような細分された地割に、江戸時代中期以降、綿作による半田経営が行なわれても、なお過去の八〜十二等分の細分された地割が尊重されているものと考えられる。

図版六の現状図とこれと比較すると、綿作に使用された畑地が、極めて減少している。しかし、現在も過去の半田経営の地割が幅のせまい横長の畑地として遺り、そこに、野菜作・花卉栽培が主として行なわれている。最近では池島集落の周辺部、南方の畑地付近に宅地造成の埋立地ができ、住宅や工場敷地になってき

田		畑		計
番号	面積	番号	面積	面積
	反 畝 歩		反 畝 歩	反 畝 歩
1	3・6	11	9・27	1・3・3
2	2・18	12	8・15	1・1・3
3	3・25	13	6・27	1・1・22
4		14		1・1・22
5	3・28	15	6・20	1・0・18
6	3・21	16	6・15	1・0・6
7	3・19	17	7・17	1・1・6
8	3・9	18	6・28	1・0・7
9	3・15	19	5・15	9・0
10	4・18	20	5・13	1・0・1
合計	3・5・9 35・6%		6・3・27 64・4%	10・8・28

第4表 池島条里鉢13 各地番の面積

河 7		河 8	
地番	面積	地番	面積
	反 畝 歩		反 畝 歩
655		472	1・0・25
652	8・24		
654		473	9・18
651	9・16	474	9・28
650	9・14	475	9・29
649	7・9	476	9・29
648	8・20	477	1・0・9
628	8・1	478	1・0・0
627	1・0・1	479	9・28
626	9・27	480	9・20
625	9・20	481	1・0・20
624	1・2・24		
平均値	9・13		1・0・3

第5表 池島条里河7、河8 各地番の面積

ている。

農道と府道——池島条里の地割は、農道や、水路・畦によって地割がなされているが、旧い時代の農道は極めて幅のせまいものであった。発掘調査の項で述べた通り、3尺ないし4尺の幅の農道が敷設されていた。しかし、『池島村誌』の記録によると、明治初期には、6尺と8尺の農道が区別して敷設されている。これは、過去においては人の肩によって農具や農産物を運搬する程度であったのが、荷車などを使用するようになって、道路を拡張する必要が生じたのであろう。

さらに、昭和35年ごろ、河25の東辺から幹29の東辺にかけての農道、および、河1の東辺から池島村内に通ずる農道の拡張がおこなわれた。また、六万寺村より池島村落内を通じ市場村にいたる府道の拡張がおこなわれた。車輛の出現により、さらに道路の拡張の必要が生じたものである。このような、農道や府道の拡張は、農道の中心の境界線を尊重して両水田の敷地へ拡張しているから、道路や水路の拡張があっても、過去の地割の境界線が尊重される結果となっている。

しかし、字秀の北側を東西に通ずる府道布施一四条線、字河・字秀の西側を流れる恩智川に現在進行している拡張工事は、大阪府の拡張敷地の買上げによっているので、両側に拡張する方式をとっていない。

## VI 河内郡・若江郡条里の復原

### (1) 中河内郡における条里制の研究

東大阪市・八尾市およびその周辺を含めた中河内地方の条里制の研究は、比較的文献資料が多いのにもかかわらず進んでいない。その理由は、(1) 当地方は大都市周辺部において、戦前に早くから耕地整理・土地改良事業などにより条里遺構のほとんどが潰されていると考えられていたこと。(2) 近年は宅地造成でその遺構の景観はほとんど失われ、条里遺構の現状から究明する調査が困難になってきていること。(3) 条里開発および条里制度の施行されていた時代は中河内の北部の大半は低湿地であり、条里遺構が遺存していないと考えられていたこと。などを挙げることができる。

中河内郡における条里制の研究のあとをたずねてみると、まず、大正11年、井上正雄氏は『大阪府全志』の各村の沿革誌の中で坪名の遺存状況をあげておられ、とくに池島条里の遺存の状況については、市場・福万寺・池島・上之島一帯の条里図を掲載されている<sup>1)</sup>。これは大正から昭和初期にかけての天坊幸彦氏らの摂津地方の条里の研究の影響によるものであろう。そして、山本博氏が頼田町の条里を井上正雄氏発表の池島条里と併せて説明し、瓢箪山付近にのこる四条・五条の条名の遺存の状況から、池島条里の字矢・味を一条とし北へ二・三・四条とすすみ、頼田町西の辻を七条とし、四条堰を十四条の遺存であるとしておられる。そして、吉田・菱江にも坪名がのこっているところから、北は英田・玉川・東六郷村まで条里遺制のあることを指摘しておられる<sup>2)</sup>。また、昭和22年天坊幸彦氏は、河内国各郡の条里遺制の状況を説明し、若江郡の条里は河内郡の条里を西方へ延長したものととしてとらえておられる<sup>3)</sup>。さらに、昭和31年由井喜太郎氏は、河内国の各郡の条里を説明し、若江郡の条里は東弓削村を一条とし北へ進み、荒木村まであり、河内郡とは条里の地割を異にすることを発表しておられる<sup>4)</sup>。昭和29～30年大越勝秋氏は摂河泉の坪名および関係史料を総合的に網羅して調査され、河内・若江郡の条里の遺存の内容が精細になってきた<sup>5)</sup>。

また、昭和40年に上梓された『枚岡市史』第2巻別編において、足利健亮氏は枚岡市内の河内郡の条里の復原をさらに明確に考察された<sup>6)</sup>。このように、由井・大越・足利各氏の河内国の条里遺制の考察によって、河内国の各郡ごとに条里の地割が施されていることが明らかになってきた。

これに対し、近年、大和盆地および南河内郡の条里を研究された秋山日出雄氏は、各国、各郡毎に総合的、統一的に施行されていると考えられているその条里遺構をさらに考察を加えると何種類かの方向の条里が遺存していること、古道や中期古墳との関連も考察して、条里開発が火化改新以前にさかのぼり、古墳時代・弥生時代後期にまでさかのぼる

ことを主張しておられる<sup>7)</sup>。また、渡辺久雄氏は猪名川流域の条里に考察を加えられ、何種類かの方向の違う条里の偏角から、条里開発は磁針による測量がおこなわれたものであり、磁気年代の測定により条里開発の時期を五世紀・四世紀、なかには三世紀の時期にさかのぼるものがあることを主張しておられる<sup>8)</sup>。

今回の池島条里の調査は、近年、宅地造成と土地開発が進むなかにおいて、恩智川をはさむ旧池島村・市場村・福万寺村の一带は、近鉄沿線から離れているので、農道・畦畔・水路などによって、条里の地割や区画をよく残している地域であること、一字の小字名を冠した数箇の坪名が1から36まではほぼ完全にいくつかのグループになって残っている地域であることから、池島条里の遺構の発掘調査、遺構の現状の調査とともに池島条里を含む河内郡・若江郡の条里の復原と、再検討を試みてみたい。

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 1) 井上 正雄 「大阪府全志」巻四               | 大正11年    |
| 2) 山本 博 「中河内地方の条里制について」考古学雑誌32-6 | 昭和17年    |
| 3) 天坊 幸彦 「上代漢書の歴史地理的研究」          | 昭和22年    |
| 4) 由井喜太郎 「河内国の条里制について」ヒストリア 13   | 昭和31年    |
| 5) 大越 勝秋 「河内国条里遺制補遺3」            | 昭和29、30年 |
| 6) 尾利 健亮 「条里制」枚岡市史第3巻別編          | 昭和40年    |
| 7) 秋山日出雄 「条里制地割の施行起源」            | 昭和44年    |
| 8) 渡辺 久雄 「条里制」                   | 昭和42年    |

## (2) 河内郡・若江郡における坪名の遺存

河内郡全域および若江郡北部の条里制の遺制と考えられる坪名の遺存の状況は、次の表の通りである。

この坪名の遺存状況の一覧表により、河内郡と若江郡と比較した場合、河内郡が極めて多く、条里の坪名が遺存するのに対し、若江郡のそれは極めて少ない。そして若江郡衙があったと推察される若江を中心とした、稲葉・岩田・瓜生堂・西郡の範囲はほとんど皆無である。これは、どういうことによるものか、推察の域でない。

また、条里遺制は南方の志紀郡・大泉郡から若江郡の北部の荒本・菱江・本庄村まで遺存し、河内郡の北部は山ろく部においては讃良郡条里と接続し、平野部においては、水走村・今米村・中新開村まで遺存している。

条名が遺存しているものは、河内郡の「四条」と「五条」のみであり、現在でも「四条」は東地区の四条町・南四条町・上四条町、「五条」は五条町として遺存している。

第6表 河内郡の坪名一覧表

村名	坪名	坪名の個数	備考
善根寺村	九ノ坪、十三	2	「枚岡市史」
河内屋南新田	なし		
日下村	一ノ坪、八ノ坪、九ノ坪	3	「府全志」、「天坊幸彦氏」、「枚岡市史」
芝・芝神並・神並村	なし		
横付村	なし		
額田村	四ノ坪、五ノ坪、七ノ坪十一、十三十五	6	「枚岡市史」、「山本博氏」
豊浦村	四ノ坪、九ノ坪十一、十五、十六、三六	6	「枚岡市史」
出雲井村			
河内村	五ノ坪、八ノ坪、十二、二八、二九	5	「天坊幸彦氏」五、八、十二、二十四、二十九「府全志」五、「枚岡市史」
四条村	六ノ坪	1	「枚岡市史」
六万寺村	十瀬(十三)、十九	2	「枚岡市史」
横小路村	四ノ坪、六ノ坪、七ノ坪	3	「枚岡市史」
池島村	矢ノ三〜六、河一〜三六、秀三〜三六、峠〜三六	110	「府全志」
水走村	七ノ坪、九ノ坪、十五〜十八、二十	7	明治19年引図「府全志」七、九、十八
松原村	一ノ坪〜二ノ坪	22	明治19年引図「天坊幸彦氏」二十、二十一、一、二、四、十一、十六、十五「府全志」一、二、四、十五、十六、十七、二十、三十一
今米村	五ノ坪	1	明治19年引図
吉原村	市ノ坪	1	明治19年引図
中新開村	十四、二三	2	明治19年引図
吉田村	荒一〜五、荒八〜十八、荒二一〜三六吉一〜三六	68	明治19年引図「府全志」荒一〜三六、吉一〜三六
吉田新家村	なし		
川中新田	なし		
市場村	皮一〜三六、玉一〜三六 四三〜三六	78	「府全志」
福万寺村	矢二、矢六〜十一、矢十四〜二三 矢二六〜三五、味二〜十一 味二六〜三十、走一〜三十三 切一〜五	84	「府全志」
上之島村	一ノ坪〜六、十一、十二、二三 西三十、東ノ三十、三十三	12	「府全志」

第7表 若江郡北部の坪名一覧表

村名	坪名	坪名の個数	備考
橋本新田			
鴻池新田			
三島新田			
加納新庄			



村名	坪名	坪名の 個数	備 考
箕輪 本庄 中野 横枕 菱江	一ノ坪～七ノ坪	7	「大越勝秋氏」
稲葉 稲田 川俣 西堤 森河内 高井田 長田 荒本	三ノ坪、五ノ坪、六ノ坪、八ノ坪	4	山本博氏 考補32-6 藤戸道彦氏 麓安水3年村絵図
新家 御厨 岩田 西岩田 瓜生堂 若江北 若江南 西郡	道ノ坪	1	「大越勝秋氏」
菱屋中新田 菱屋東新田 玉津新田 新喜多新田 菱屋西新田 吉松新田 金岡新田	一ノ坪、八ノ坪	2	「布施市地名宝典」 「大越勝秋氏」 一ノ坪
下小坂村 中小坂村 上小坂村 小湾江村 友井村	三ノ北	1	「大越勝秋氏」
佐堂村 穴太村 堂振村 東郷村	五ノ坪	1	「布施市地名宝典」
	一ノ坪	1	「布施市地名宝典」
	十三、十四、十五、十六	4	「布施市地名宝典」 「ヒストリア」十三、十四、十五、 十六、二十八
	四ノ坪～九ノ坪	6	「ヒストリア」
	市ノ坪、二ノ坪、三ノ坪、十	4	「ヒストリア」
	五ノ坪、七～九ノ坪、十二、十九	7	「ヒストリア」

- 註 「府全志」 大正11年 「大阪府全志」巻四 井上正雄氏  
「山本博氏」 昭和17年 考古学雑誌32-6 所載「中河内地方の条里制について」  
「天坊寺彦氏」 昭和22年 「上代漢華の歴史地理的研究」  
「ヒストリア」 昭和31年 由井喜太郎氏 河内国の条里制について  
「大越勝秋氏」 昭和29～30年 河内国条里遺制「補遺3」  
「布施市地名宝典」  
「枚岡市史」 昭和40年 「枚岡市史」第三巻別編 条里制 足利健亮氏

### (3) 河内郡・若江郡条里関係史料

付録として35頁以降に記した。

### (4) 河内郡条里の復原

河内郡の条名と坪名の遺存の状態は別表の通りである。これによると、数詞を冠した条名が遺存しているのは、四条と五条であって、その配置から南より北へ一条、二条……十一条まで呼称したと考えられる。そして、数詞を冠した里名は遺存していない。河内郡の関係史料に見られるように、数詞をもって呼称する例は河内郡のみでなく、河内国全体に見られないので、専ら固有名詞をもって呼称されたと考えられる。

次に坪付は、図版五のように、一の坪より三六まで東南隅より始まって西南隅に終る千鳥式配置になっている。これは、若江郡・渋川郡・讃良郡とともに共通した方式をとっている。

但し、河内国松原村では、図のごとく南北6町・東西5町・の区画に、その西北にある松原村の集落の二箇坪分を除外して、その南隣の北隅より始まって、一の坪・二の坪・……二十の坪・二十一の坪と千鳥式に坪付し、北東隅に終るという異例な坪付になっている。その配置も異例であるが、数詞の十一より二十二までは「……の坪」と坪を呼称しないのが通例であるのに、それを呼称していることも異例である。おそらく、後世に坪付の再配置による改称があったのであろう。

河内郡の範囲は古代より何回かの変遷があったと考えられるが、明治22年4月の市町村制の制定直前の河内郡所属の村名は次の通りである。善根寺・河内屋南新田・日下・芝・芝神並・神並・植付・額田・豊浦・出雲井・喜里川・客坊・五条・四条・六万寺・横小路・池島・吉原・今米・中新開・水走・松原・吉田・吉田新家・川中新田・市場・福万寺・上之島の28カ村となっている。これは、現在の行政区画に従うと、東大阪市の東地区と、中地区の東半および、八尾市北部の一部にあたる。すなわち、河内平野を北流する玉串川(市瀬村より北方は字玉・皮・走・味の西辺を真直ぐ北方に延長したライン)から生駒山地の分水嶺までの範囲である。

前述の河内郡の条里名と坪名の遺存の状態を考察すると、河内郡の平野部の吉田・市場・福万寺・池島各村域に、6町方格の区画に1から36まで坪付した地割が幾つかのグループになって整然と遺存している。この6町方格の地割を東西あるいは南北に、道路・水路・畦畔をたどりながら河内郡全域に拡張し展開してみると、河内郡、西南部の字味・走・皮・玉の配列と字矢・河・秀・銚の配列の境界線は恩智川になっている。この恩智川は字銚の北辺で東へ曲折して流れ、6町の距離だけ流れて再び北へ曲折して、銚の東辺を真直ぐ北へ延長したライン上を北流している。

また、字玉の北辺より、北へ6町の距離に字吉の南辺のラインがある。玉串川が吉田川

と菱江川に分岐する河原が間にあっても、正確に測地されていることが認められる。

その字吉の北に字荒があり、字吉・字荒の西辺は若干曲折しているが河内郡と若江郡の郡界になっている。また、字玉の北辺より6町づつ北へ五箇里とった吉原村・今米村の北辺はやはり、若江郡との郡界になっている。

この6町方格の地割を生駒山ろくの方へたどると、山ろく部においては、南の高安郡との郡界から、北の讃良郡との郡界まで10箇里に区切ることができる。また、平野部（水走・松原村の東辺を流れる恩智川のラインより西方）においても、南の高安郡との郡界から、北の若江郡との郡界まで10箇里に区切ることができる。しかし、山ろく部と平野部とは2箇里のズレがあるので、河内郡の南限から北限まで12箇里になる。

しかるに、河内郡に遺る条名の四条と五条がこの12箇里の内にあてはまり、それぞれ、北と南へたどると高安郡と境にする横小路村は二条であり、讃良郡と境にする善根寺村は十一條になる。また、平野部においては、字矢・味の2箇里は一条になり、その南にある上之島村は無名条になる。

善根寺に遺存する坪名から考察すると、十一條は5町の距離しかない。また、福万寺村の一条となるべき字味・矢も坪名の一ノ坪・十二・十三・二四・二五・三六は欠番となつて、5町の距離しかない。これは、河内郡における条里制プランを設定したとき、善根寺村の北辺が河内郡の北限であり、字味・矢の南辺が河内郡の南限であることを意味している。すなわち、河内郡の北限から南限まで11条設定するために、2町の距離の寸足らずを一条と十一條を5町の距離でおさめたと考えられる。

福万寺村の南の上之島村は明治初期に河内郡に属していたが、条里制のプランが設定されたときはどうなっていたか、『枚岡市史』の第2巻別編、人文地理の項で条里制の項を執筆された足利健亮氏は、上之島村にある御野泉神社は『延喜式』によると、若江郡16社の中に記載されているから若江郡であつたらうとし、寛永年間より幕末まで福万寺を支配していた曾我氏は上之島村も支配していたので、上之島村が河内郡に属するようになったのではないかという見解を述べておられる。

上之島村の坪付の配置を考察してみると、矢三五の南隣が三一であるべきところ、六ノ坪となつており、その六ノ坪の南へ五ノ坪・四ノ坪・三ノ坪・二ノ坪・一ノ坪となつてゐる。一の坪の西隣が十二、その北隣が十一、西隣が十三であり、上之島村の坪付が1町の距離だけ東へずれていることがわかる。また福万寺村の切の一の坪から五の坪までの坪付は、字味の坪付とくらべて、1町北へずれているから、上之島村の坪付に合致する。この上之島村の坪付を若江郡条里に延長して考えてみると若江郡の条里プランに合わない。したがって、足利氏の上之島村がもと若江郡であつたという説には、そのまゝうなづけない点がある。

すなわち、高安郡条里の配置との関係を考えなければならない。

#### (9) 河川・池沼・古道・古墳と条里

前述の本文中で河川と条里との関連を述べたが、まとめてみると次の通りである。旧大和川である玉串川・長瀬川は、河内郡・若江郡・渋川郡の郡界をなし、各郡毎に条里地割を設定する隔離界になっている（古代の条里開発以来、郡界の変遷があったかも知れないが、まだ、その状況は明らかでない）。これに対し、河内郡を北流する恩智川、若江郡を北流する楠根川は条里地割に沿って流れている。おそらく、条里地割が設定されたときは幅のせまい、井路河川であったのが、排水をよくするため川幅を拡大してきたのであろう。

近世に若江郡・河内郡の北方に存在していた深野池・新開池の敷地は、宝永元年（1704）の大和川付替以降新田開発の敷地となっているので、そこに条里地割の設定がなかったのは明らかである。その深野池・新開池は、古代においてかなり南方まで広がっていたのであろう。

現在は消滅しているが、若江郡の宝持・上小阪・小若江付近に池沼があった。これらの池沼の大部分は条里の地割にしたがった整形のものである。しかるに、生駒山ろくに無数に点在する溜池群のほとんど全部は、標高の高いところにあり、条里の地割のおよばないところに築造されている点もあって、不整形である。また、条里地割が設定されていると考えられる植付村の新池、喜里川村の皿池、四条村の猪池など、条里地割にしたがった整形のものといえない。東高野街道は生駒山ろくを南北に通っているが、日下・善根寺村の付近、河内・四条村の付近は条里地割に沿い、街道全体としては、条里地割に左右していると考えられない。秋山日出雄氏が古市郡の古地割を調査された報告によると、古市郡を通る東高野街道と古地割と中期古墳の関係から、古市郡の古地割を四世紀の時期としておられる。その秋山氏の説から、河内郡を通る東高野街道も四世紀以前にさかのぼる古道であり、河内郡の条里地割は、それ以降に設定されたものと考えられる。

また、河内郡・若江郡を東西に通ずる暗越奈良街道・十三街道がある。奈良街道はまず生駒山ろくの頼田村と豊浦村の条里界を西進し、水走・松原村に入る。吉田川堤で南へ3町斜行し、吉田村で字荒と字吉の条里界を西進し菱江村に入る。菱江川堤で1町南へ斜行し、荒本村と岩田村の村界を西進する。村落や、河川敷地があって、部分的に斜行するが、かなり、条里地割に左右されていることがわかる。また、十三街道は生駒山ろくの高安郡大竹村より西進し、池島条里の字河と字矢の箕後川の条里界を通じ福万寺村に入る。ここより玉串川堤沿いに北進し、若江村と西郡村の村界を西進し、河内街道に入り、北進して、若江鏡神社の南側を西進して上小阪村に通じている。かかる点から条里地割に多分に左右されている。以上の点から、奈良街道・十三街道は、河内郡・若江郡の条里地割の設定以降にできた古道であるといえる。

しかし、若江郡の中央部を南北に通じる河内街道は、条里地割に左右されていない道筋であり、加納・箕輪・中野の堤防集落、若江村の比較的土地の高いところを通るなど、高燥地を結んで通じている点、かなり古い時期から存在していたものであろう。

生駒山ろくの扇状地の条里地割の範囲にある古墳として、植付村の塚山古墳、四条村の

瓢箪山古墳、えの木塚古墳がある。いずれも条里地割の東西のラインによってつきあたり、1町方格の地割の中にあてはめることはできない。瓢箪山古墳は六世紀の後期古墳に属する双円墳である。そこに稲荷社があって、稲荷社の参道は四条榎無里より東西にひいたライン上にあり、双円墳の中心部につきあたる。これをもって、この古墳周辺の地割が、古墳の築造後に設定されたと断定することはできないが、今少し、これらの古墳の領域と地割との関連を細かく調べる必要があると思う。

## (5) 村界と郡界

河内郡の条里の各里(6町方格の区画)の境界線をたどると、明治22年4月の市町村制前の村界や郡界と一致した境界線が多いのは河内郡の他の郡と違っている点である。

字味から字玉まで河内郡と若江郡との郡界をなしているのは玉串川であるが、字玉・皮の2箇里は市場村、字走・味・矢の3箇里は福万寺村、字鉢・秀・河の3箇里は池島村とほぼ村界と条里の境界が一致している。また、市場村・池島村の北方は、吉用川の河床が南北に走るが、吉田村の字荒・吉の2箇里、吉田新家村の1箇里半、松原村の1箇里、水走村の3箇里が条里の区画にしたがってほぼ配置されている。今米・中新開・吉原村の3箇里はその村界が不規則に走る。

字河の東方の横小路村、字秀の東の六万寺村、字鉢の東方の四条村、吉田新家村の東方の河内村、松原村の東方の豊浦村、水走村の東方の額田村、植付村が二条・三条・四条・五条・六条・七条・八条と条里の水田の地割が施かれている範囲において、村界と条里の境界線がほぼ一致する。その北方、植付村・芝村・芝神並村・神並村・布市村・日下村・善根寺村の村界は、条里の境界とは一致しない点があるが、河内郡と讃良郡の郡界は善根寺村条里の境界線に沿ったものである。

以上、河内郡の条里遺制が比較的に残存されて、近世の行政区画にも及んでいる点は注目すべき点である。

## (6) 吉田条里について

南方の池島村を中心にして市場・福万寺・上之島村に広がる条里を、井上正雄氏が『大阪府全志』に紹介されて以来、池島条里と呼称しているのに対し、吉田村を中心として吉田新家・松原・水走・中新開・今米・吉原に広がる地域を吉田条里と呼称したい。

ここに吉田条里として、考えられる地域は旧河内市の市域に属し、池島条里と同じく、1から36までの字荒と吉を冠した2つのグループの条里遺構を整然とのこした地域があること、『水走文書』に出てくる水走村、坪付の異例な松原村、条里遺構は整然としているが、数詞の坪付がない吉田新家村、条里遺構は不明確であるが数詞の坪付をのこす中新開・今米・吉原村があることなどで興味深い地域である。まず、当地域と明治から昭和初期にかけておこなわれた土地改良耕地整理との関連を述べておきたい。当地域にかぎらず河

内全体における耕地整理は、明治末期に綿作が不況になってしまったための対策である点  
が大きい。池島村・吉田村、あるいは菱江村にしても、綿作のための半田経営の耕作地を  
綿作の不況によって、急襲、稲作の水田耕作地にきりかえていったようである。畑地を水  
田にすること、水利をよくするための用水井路の開発がおもだったようで、農道をひろげ  
たり、水路を新しく引いたりする耕地整理が主であって、これによって、かつて整然と敷  
かれていた条里遺構を全面的に潰して整理するようなことは行っていない。しかし、す  
でに条里遺構が施されていて、農道・水路が不整形になっている地域については、かなり  
の大きかりな改編がおこなわれている。

今回、はからずも、吉田条里の調査をおこなうにあたり、東大阪市役所蔵の明治初期  
の引図を検分することができた。この引図と、現在の三千分の一地図の農道、水路の状  
況を比較した場合、吉田新家、松原、水走村の恩智川氾濫原が多少異なっているほかは、  
大方変わっていないことを確認した。

したがって、条里の地割の距離、方向が、ほぼ条里制施行当時の状態を維持していると  
考えることができる。図版九の小字図と図版五の復原図を対照してほしい。

**河内郡と若江郡の郡界** 字荒・吉の吉田村と若江郡の郡界は池島条里の条里界を北へ延  
長したものであるが、その郡界のラインは稲葉村より菱江村に北流する悪水井路が、それ  
にあたっている。一部、花園駅の近くは道路になっている。そして、そのラインはほぼ一  
直線である。

**中新開、今米、吉原村** 吉田村の地域に中新開村がある。ここに十四と二三の2箇坪の  
坪名、その北方の今米村に五ノ坪の坪名がある。中新開村の十四、二三の地割は、字荒の  
吉田条里のラインを北方へとった地割に一致するが、その周辺には字蓮池、長池などがあ  
り、かなり地割のラインが乱れている。また、今米村領域の地割は集落内の道路の方向も  
含めて、吉田条里の方位と異なる。しかし、中新開と今米の3箇坪の坪付は吉田条里の  
字荒の北方にもう1つ6町方格にとった区画の適所に落ちつく。

また、中新開村の北方の吉原村に市の坪の坪名があり、この市の坪の位置は全く異例な  
位置にあり、これについては説明しかねる。

**吉田新家村** 吉田新家村も吉田村と同じく耕地整理がおこなわれた地域になっている。  
しかし、明治19年の引図と比較するとき、恩智川のすぐ北側に市場村から流れる悪水井路  
が恩智川と並行に流れていたが、現在、これを潰し近鉄線になっていること、字大石より  
北流する恩智川沿いが幅広く低湿地になっているほかは、農道、水路による1町方格の地  
割は、ほとんど変わっていない。すなわち、池島、市場村の条里と、吉田村の条里の間  
に、やはり、条里の地割があったと考えてよい。

**松原村** 坪付の配置は前述の通りである。ただ、この村の東南部の1町足らずの敷地  
に、豊浦村の「三六」の坪の坪名がある。何故こうなっているかわからない。そして、六  
条と五条の間を通ずる道路が恩智川を渡るところに「三六橋」がかかっている。

**水走村** 水走村の条里については水走文書の中に、七条水走里36町、八条曾根崎里36町九条津辺里36町と出てくる。その水走里は、水走の集落の北方の6町方格にとった区画であることには間違いない。そして、建長4年(1252年)の藤原康高証文目録の「八条曾根崎里内。のあとに「南水走里、」堀今籠塚、とあることは、曾根崎里が水走里の北方の位置にあると考えてよい。そして、津辺里も曾根崎里の北方になるのであろう。そして、この3箇里が水走家の所領であったところから今日もなお水走村となっているのであろう(むしろ、水走氏の氏族名が、所領としている地名からとっていると考えた方がよい)。同じく上記文書に「自堤北浦字吉、とある。曾根崎里との位置関係に疑問がのこるが、吉田村の字吉の地名を裏付ける資料である。

水走村は、小字図でみるように、氾濫原であったから、耕地整理後の地割はかなり変動している。しかし、北方の讚良郡との境界線は、九条と十条のライン上に一直線になっているから、条里の地割はここまであったと考えてよい。

芝、植付村の西部、水走村の北部については、深野池の入江が深く入りこんでいて、条里の地割があったとは考えられないところであるが、頼田村の西方に弥生中期の木棺墓が発見された鬼虎川遺跡があること、現在の水田が1町方格の地割に整然と敷かれていることを勘案して、この地域にも条里の地割があったと考え得る。しかし、かなりの水郷地帯のような景観であったのであろう。

## (7) 生駒山ろく部の条里

この地域の考察については、足利健亮氏が『教岡市史』第2巻別編において、中世の文献ともあわせて秀れた考察をされているので、重複するところは避けたい。

二条横小路村、三条六万寺村、四条四条村、五条河内村、六条豊浦村、七条頼田村までは1箇里ずつは確実に条里の地割が違っている。しかし、それより東側の山手の方へどれだけ条里のラインが延びていたかは疑問である。三千分の一の地図により、ラインをたどると、二、三、四条については1町分、五、六、七条については2町分がある。

こう考えると、足利健亮氏が屍無里の山手に黒田里を考えておられることに疑問がのこる。まず、『石清水八幡宮文書』に、黒田里、21、22、27、28、30、33の坪名が出てくるが、これらが山手の方へ3町分とられなければならないこと、30の坪付の1町の田地は瓢箪山古墳の北半にあたり、1町の間積をとり得ないことより考えて、むしろ、池島条里の字鈴あるいは字玉が黒田里でないかと考えられる。

次に、八条植付村は、同村の塚山古墳より山手は三千分の一の地図上で条里の地割を考えにくい。

九条芝、芝神並、神並村、十条日下村、十一条善根寺村はかなり山手へ条里の地割をとることができ、日下、善根寺村に坪名もこっている。山ろく線が東方へかなり寄るからである。

河内屋新田は、宝永元年（1704年）の大和川付替工事まで、深野池の南限であったところであり、宝永二年、大阪商人の河内屋が新田開発したところである。布市村の西半には条里の地割がのこらないから、深野池の入江はさらに南方へ延びていたであろう。『古事記』の中に歌われている。\*日下江、はこの地にあたる。

#### (8) 河内郡条里の基準点

河内郡の条里は、河内郡北部の一部を除いては、全域に1町の距離をもって、ほとんど南北の方向と東西の方向の方格に精度の高い地割が敷かれている（河内郡全域の中で条里の方向が地域毎に微少な差で違っている。しかし、この程度の微少な差は猪名川流域の各地域差と比較すれば無視し得る）。これは河内郡全体のどの地域の測量にも測量の基準点になるべきものがどこかにあったことを示す。

通説では、ひとつは一条の南辺にあると考えられているが、河内郡の場合は、南端の一条と北端の十一條を6町となるべきところを5町の距離におさめているから、河内郡全体の中心部であったことは当然考えられる。

これは筆者の仮説であるが、河内郡衙の所在地河内寺の位置が五条にあることから、四条と五条の間の線、あるいは、五条と六条の間の線である。四条と五条の間の線上、東流している恩智川が曲折して北流するところに地元民が\*大石、と呼んでいるところがある（当地の東の水田の小字名は\*石場。）。おそらく\*条里石、となるべき、条里地割の測量基準点がおかれていたのかも知れない。河内郡全体の条里地割設定には長年数かかったであろう。このような広域な地割にあって、測量の基準点が違っていれば、かなりの誤差が出るに違いない。基準点は中心部に1箇所あったという仮説を考えた。今後の研究課題としたい。

#### (9) 若江郡条里の復原

若江郡は旧大和川の河床である玉串川と長瀬川によってはさまれる南北に細長い地域である。ここでは、若江郡の北部の条里遺構がのこる範囲について考えたい。

若江郡の条里の場合は河内郡の条里の場合と違って、坪名の遺存はわずかである。池島条里、吉田条里の整然とした坪付の配置とくらべるとまことに惨憺たる有様である。なぜこの様に違うのか推察の域でない。

若江郡の関係史料をみると、河内郡の場合は、ずうっと後まで某条某里と呼称しており北条、南条と呼ばれた史料はみあたらないが、若江郡では、古くは某条某里と呼んでいたが延久4年（1072）以降の史料より、北条某里、南条某里と呼称している。北条、南条と呼称した里名をまとめてみると、

南条 犬甘里、揚田里、門田里、渋川田里、佐奈宜里、竹村里（三条）、毛智里、辛国里、稻垣里、組田里、清水里



北条 海上里、荒本里、高志田里、鳥居里、甬居里、錦部田里、宇悦里

この中、現地名に遺存しているのは荒本里と錦部田里（西郡）であるから現在の東大阪市荒本、八尾市北部の西郡は北条の領域に入る。また、竹村里は『信貴山文書』で三条であるから、三条より以南は確実に南条である。すなわち、三条と八条の西郡の間は、どこから北が北条となるか、どこから南が南条となるか、新しい史料が出現しない限りわからない。

若江郡は前述のように坪名の遺存は極めて少ない。しかし、比較的条里の坪名の遺存しているところは、東大阪市友井から八尾市佐堂・西郷にかけての地域である。この地域の坪付は河内郡条里と同じく一の坪は東南隅よりはじまり、北へ二の坪・三の坪……と進み、千鳥式に坪付して南西隅で終る形式をとっている。そして、この付近の坪名の配置から6町毎の方格の区画を東西・南北に、農道・あぜ・水路などをたどって広げていくことができる。

まず、若江郡の中央部を北流する旧根根川は八尾市域より、若江・下小阪の村界にいたるまで、条里の方格の地割に沿っている。また、各村界は、河内郡のように6町方格の区画がそのまま村界となっている例はないが、さらに細分した1町方格の地割に沿って走っているが多い。

次に、さきの6町方格に設けられた地割より、のこる坪名の位置を考えると、上小阪村の一の坪は所定の位置にないが隣接している。中小阪村の五の坪は所定の位置にはまりこむ。荒本村に一の坪・八の坪名を有するが、これはびったり所定の位置にある。菱江川を越えて稲葉村・菱江村は若江郡の条里の地割に従っているか、まだ、検討の余地を残している。稲葉村と菱江村の村界は6町方格の区画のラインにはほぼ沿っている。そして、菱江村に三の坪・五の坪・六の坪・八の坪の4箇坪が遺存している。この坪名の配置が不規則であり、どういう配置によったものか推測しがたい。

菱江村の北方には横枕・中野・箕輪・加納に続く堤防集落がある。そして、その北方は広範囲に考えた新開池の池底の敷地であると考えられるが、大越勝秋氏の調査によるとその敷地の南方にある本庄村に一の坪から七の坪までの坪名の遺存があることをあげておられる。近世における新開池の敷地は、その北方の鴻池新田、三嶋新田・橋本新田の敷地であると考えられるから、本庄村の坪名は条里地割の範囲であるとしても疑点はないが、今回の調査では、この地域まで調べることはできなかった。

したがって、若江郡の条里の範囲は、南は旧大和川である玉串川と長瀬川の分流点である東弓削村から、荒本・菱江村あたりまでを確実に考えることができる。また、同郡の東北方である御厨・長田・高井田・森河内・川俣についても、式内社として、意岐部神社・鴨高田神社・川俣神社、また、郷里名として、川俣郷、川深里が古い文献にあることを考えると、条里地割の範囲はさらに北方に広げることのできる可能性がある。今後の調査の成果にまちたい。

以上の範囲を、由井喜太郎氏は若江郡の南方より一条・二条と呼称するとして、友井・西郡村南半を八条、上小阪・西郡村北半を九条……として、荒本村を十三条としておられる。由井氏のこの主張には、かなり史料の不足を感じるが、異論はない。しかし、若江郡においては早期において、数詞による条名の呼称がなくなり、もっぱら、北条某里、南条某里と呼称するようになったのである。

## VII 池島地区の水利慣行

水利慣行の調査は、近世文書などの文献による調査、池島地区訪問の口述による調査、池島地域の水利施設の調査によっておこなった。

### 1) 用水の状況

池島地区の水利は江戸時代より現在にいたるまで水利の活用状況に変遷を重ねている。ことに、江戸時代における農村経営は、用水を村内に引き入れることは、池島住民の死活の問題であった。その水利状況を知る文献として天明8年に支配者に差出した文書がある。



第七図 宇河33の北東角の石橋

私共用水の儀往古大和国

悪水当国大泉郡の山間へ流出候、大和川筋私共村々より四・五丁西の方北へ流出申候に付、右大和川用水村々領先にて取来候処、八十五年以前、宝永元年申年右大和川願人有之、川邊被為仰付大泉郡より直に西へ新口川筋立被成、泉州堺へ向い流落申候、依之私共村々用水放れ申に付御願申上、古大和川築留堤に樋を御伏被下古大和川跡東西二筋井路を御立被下、井路七十八ヶ村有之私共村々東井路筋より用水取申候処、築留より道法三里有之、東井路三十五ヶ村末郷にて用水行届不申年々早捐仕候に付御田地皆稲作仕付不相成候に付、田成を掘上、畑に築、其分無穂木綿作を仕付申候——略——

天明八年申六月

万願寺村 村役人

池島村 村役人

御料御巡見様

(池島村中村家文書)

とあって、池島村は1704年(宝永元年)の大和川付替以前は、旧大和川である玉串川より豊かな水を引き入れていたが、付替以後は柏原市付近に伏せられた築留樋により、東井路筋、西井路筋あわせて78ヶ村にひき入れていた。池島村は東井路筋35ヶ村の末端の村であって、用水が行届かないので、年々干害で悩まされ、稲作をおこなうことはできません。したがって、やむを得ず田地を掘り上げ半田経営によって綿作をおこなっているのである。稲作の豊作のときと同様に年貢を取たてるのは納得できません。ということである。

ここで、東井路筋というのは玉串川筋であり、西井路筋というのは長瀬川筋である。宝

永元年10月の大和川付替工事により、水源が断絶したので、旧大和川川敷の中央に狭い井路を設け柏原市の築留樋より大和川の水を引き入れたのである。東井路筋と西井路筋とは、八尾市二俣において両加入村の総村高により按分して井堰の寸法を計算して分流させ、この井路筋から村々に通じる合樋の寸法も、水懸



第八図 字鉢6の戸堰

高により決定して流し、この合樋の管理は築留組合と村の代表者により厳重に管理する形をとっている。伏替・修理には樋元に届出で、しかる後、年番・管理者・樋の上流の代表者1人・樋の下流の代表者2人立合の上、その樋の位置、大きさを旧来通りにする規約とし、違反した場合には樋を掘りおこし、送水を停止するという罰則を設けている。

池島村は恩智川用水組14か村に加入していたが、柏原の築留樋より更に上流にあって、白坂樋・八尺樋より引き入れたのであって、上流の太平寺・大隈・平野などにゆきわたり、下流の池島・市場・福万寺などの村々にゆきわたらないので、上流5か村、下流9か村の間に水論があった。太平寺・大隈・平野・神宮寺4か村は山本樋組とし、恩智・垣内・教興寺・黒谷・万願寺・上ノ島・福万寺・市場・池島10か村は、東井路筋より法善寺・恩智・上ノ島に合樋を設け、恩智川に用水をひく築留東用水組に加入することで、前述の水論は落着した。

池島村は村高1104.1石であるが、池島村農地の東半は生駒山地より流れ落ちる水をひき、それでは不足するので、築留東用水組より引き入れた水を河32の西の恩智川に設けられた戸堰により水を湛え、その戸堰の12m上流にある石の樋門より池島村の農地の西半に引き入れた。したがって、築留東用水組の池島村の水懸高は〇〇石となっている。

池島村に入る山の水は 図版八のごとく 築田川・地藏川・大門川をもってひき入れている。しかるに、これらの山の水のゆきわたらない河1・2・12・11・13・14にあっては、野井戸の水をもって灌漑している。

しかるに、築留東用水組の水は、池島村はその末端にあるため干ばつの年にはほとんど入らないので、池島村の農民にとっては、ずいぶん深刻なものであった。しかるに、昭和13年大阪府により、徳庵南詰に揚水ポンプを設置し、寝屋川の水を玉串川を通じて逆流させ、東六郷・西六郷・玉川・三野郷の地域を潤した。池島村は東方の福万寺村を通じて、池島村農地に引き入れたのである。徳庵南詰に揚水場設置記念碑が建碑されている。

さらに、昭和32年～3年ごろ、池島土地改良組合により、字河32の石の樋門のある場所

に井戸を掘さくし、揚水ポンプにて池島農地の大半を潤すようになった。現在この揚水ポンプは可動中である。その配水の状況は図版八の通りである。

## 2) 排水の状況

旧地図によると恩智川沿いの村々には、各村より恩智川筋へ、恩智川筋からその本流に沿って悪水井路が0.5～1kmにもわたって敷設されている状況がみられる。その略図が図版八の通りである。この図によると、もと市場村の悪水井路筋は昭和3年の恩智川改修工事により消滅し、その敷地の上を近鉄奈良線が走っている。池島村の字河・鉾の悪水は大石井路を流れ、字大石において揚水ポンプにより恩智川の本流と合流させている。秀5より字大石に通ずる悪水とは別に大門川・長門川の悪水井路も並行して流れ、池島村の大石悪水井路とはその流れを1つにしていない。また、鉾31の南辺から鉾5にいたり、字大石に通ずる悪水井路がある。この地点においても、やはり揚水ポンプにより恩智川本流に排水している。

秀5の位置に、悪水井路の逆流止めの戸堰がある。これは、長雨が続き恩智川が隘水した場合、池島地区の秀之部・河之部の農地の水づかりを防ぐ設備である。

このように、池島地区を含めた恩智川周辺部は大がかりな排水設備によって、農業生産の安定をはかってきたのである。

## VIII ま と め

池島、といえば、東大阪地区の人たちにとっては、池島の地名のイメージともあわせて、野鳥の棲息地として知られている。これは、池島の地域が交通幹線から遠隔の地になって、近年の開発からとりのこされてきたこと、休耕地が増加し池島周辺に滞水する水田が多くなってきたことによるものである。

しかし、このような田園地帯としての景観も、この数年の間に池島の周辺部から急激に変貌し、近いうちには、池島の古来からの景観が消滅し去ってしまうかと思われる趨勢である。

大阪府教育委員会では池島地区は古代の土地制度による条里遺構が整然と遺されている地域であり、その調査と農業経営の慣行の遺存状況を調査する急務をみとめ、遺跡調査を実施するにいった。

河内地方の条里制の研究は大正年間ごろから、大和や摂津地方の研究の成果もあわせて、大正から昭和にかけて、井上正雄氏・天坊幸彦氏・山本博氏・戦後は由井喜太郎氏・大越勝秋氏・足利健亮氏らによってすすめられ、すぐれた報告がなされてきた。

しかし、この池島条里の施行年代、条里の施行方法・内容、池島条里の河内郡全域との関連、河内郡全域と池島条里との関連等について、いまだ解明されていない点が多い。

近年、秋山日出雄氏や落合重信氏らによって条里開発の施行は一国あるいは一郡毎に統一的におこなわれたのではなく、長い期間に一定の区域、区域の条里開発がおこなわれていること、その施行起源が大化以前の古墳時代にさかのぼるものであることを述べておられる。また、渡辺久雄氏は猪名川流域の調査において、方位のことなる条里の地割を地磁気年代学による測定によって三世紀から七世紀にわたって施行されていることを主張しておられる。

このような最近の条里制の研究の成果によって、池島条里は河内郡全域、若江郡北部にひろげて条里制の遺存状況を調査した限りでは、河内郡と若江郡は郡別に条里地割がなされていること、とくに河内郡は河内郡全域に統一的・画一的に条里の地割が施行されていることをみとめた。また、河内郡と若江郡の条里制遺制の状況を比較検討した結果、条里地割の方法に差違はないが、条里の制度の終末の時期に差があるのではないかと思われる。すなわち、若江郡の場合は早期に条里の制度を放棄していると考えられるのに対し、河内郡の場合は、かなり新しい時期にまで、その条里の制度が維持されてきたと考えられる。両郡の間に条名・坪名の遺存、条里遺構の状態に格段の相違があるのはかかる由縁によるものである。

今回の発掘調査により、現在の畦の下層に古い時期の畦の存在を確認した。その古い畦の状況を調査するために設定した6箇所のトレンチ中、2箇所は現在の畦の位置から若

干はずれて古い畦が下層にあり、4箇所は真下に古い畦があった。そして、若干はずれている畦は、実測調査の上でも、所定の一町方格の地割から若干移動し斜行していることが確かめられた。

その古い畦の年代はその畦に包含する遺物の年代によっておさえることができるが、水稲耕作による畦は隣接する水田や水路に漏水するのを防ぐため水田の土をさらえ上げて絶えず修復や補修を加えているという性格のものであるから各層位にはなほだしい攪乱があり、それぞれの層位の年代を厳密に把握することはできなかった。最下層の畦から上層の現在の畦までの間に、古墳時代から現代までの各種の土器片・陶器片・瓦片などがあり、大部分が小さい破片の状態で出土し、最下層の古い畦の年代の把握に難点があったが、第6トレンチでは第4層の古い畦の字河34側で北宋銭「天聖元宝」が出土し、その下層の第5層では農道をささむ両水田の土層が相違していたことから、古い畦の施行年代は少なくとも鎌倉初期であることが確認できた。

遺物には弥生式土器片によって製作された紡錘車と、弥生式土器片と思われる小破片、古墳時代前期と考えられる土師器の小破片も出土しているが、僅少であり、水田上に流入したものとも考えられる。遺物の絶対量が比較的多くなるのは七世紀ごろからのものであるので池島条里の地割の施行年代は七世紀にさかのぼるかも知れない。

なお、河内郡や若江郡の北辺の地域は開発が新しく、古代においては低湿地帯の水域であると考えられている地域である。今回の調査においてこの地域にも条里遺制が部分的に存在することが確かめられた。当地域は、仲村神社・大津神社・字波神社などの延喜式内社、英多郷・新厩郷・新治郷などの郷名、加納荘・新開荘などの荘園名などもあり、この地方の開発が古代にさかのぼることが考えられるが、その開発の時期、村落の成立などについてはわかっていない。今後、文献資料・古地図・埋蔵文化財包蔵地などの調査によって、次第に明らかにしなければならない。

河内地方は、大和・摂津とともに古代国家成立の中核部であり、先進地域である。また、統一国家を実現した大和朝廷の経済的な基盤は畿内地方の豊かな農業生産力にあったと考えられるから、河内地方の条里開発と大和・摂津地方の条里開発とは無縁であるとは考えられない。以上のような河内郡・若江郡の条里遺制と大和・摂津の条里遺制と比較検討した場合、また、最近の条里制研究の成果と比較した場合、まだまだ疑問点が多い。今回の調査は、当地方の条里制研究の端緒になったにすぎない。今後さらに中河内地方の条里制研究が進展し、古代国家成立の様相が明らかになることを望みたい。

## 付 河内郡・若江郡条里關係史料

### (一) 河内郡条里關係史料

石清水文書大政官様 延久四年(1072年)

卷旭 林燈油園 河内郡

常燈田六町

三条	土江里	六坪	一町		
四条	梶無里	三坪	四段		
六条	馬里	一七坪	五段	二〇坪	一町
七条	祝刀里	九坪	八段	一二坪	三段
		一五坪	一町	一七坪	一町

御菜田 八町五段二〇〇步

四条	黒田里	三二坪	三段	二七坪	三段
		二八坪	二段	三三坪	四段
	梶無里	三坪	一段	二四坪	七段
五条	山田里	三六坪	八段	二五坪	七段
	黒田里	三〇坪	一町		
	大江里	二二坪	一町		
	的射里	九坪	一町	三二坪	一町
	祝刀里	二二坪	一町		

水走家文書

藤原康高讓渡証文目錄 建長四年(1252年)

私領 四箇里内券文

在河内郡 八条 曾根崎里 卅六町内

自堤北浦宇古以前 兵衛殿領也自堤内

南水走里堺西今龍堺 東堤北堤之内

除但无改線之儀者後家一期許之

同 郡 九条 津辺里 卅六町

同 郡 七条 水走里 卅六町

藤原忠茂調度証文目錄 正応五年(1292年)

私領 四箇里内券文



在河内郡 八条 曾根崎里 卅六町

同 郡 九条 津 辺 里 卅六町

同 郡 七条 水 走 里 卅六町

**沙弘行意識狀写** 正中二年 (1325年)

該与 處分事

合

鼠々敷 所領所職 名田山林 荒野以下悉知故親父常州禪門處分帳、同目六、不及別注文、但此内水走里廿一、二、三ヶ坪内 貳町讀与忠祐畢、於本年貢、段別老斗五升者、可収納惣領者也

**藤原康政讀狀写** 元弘二年 (1332年)

永走北内貳町 故東殿方 同十坪 九段

同佃 壹町 同八段之内四段半

**教王護国寺文書** 永保元年 (1081年)

河内国石碓寺々地等免判抄

河内国早郷石碓寺 敷四町 在条里

大戸郷碓井里 十一坪 九段九〇步

十四坪 一町 廿三坪 二段二百九十步

廿九坪 三段 深見里 九坪 一町

同十六坪 一段 鋒柄里 二坪 三段

小津里九坪 二段半 同里 廿坪 五反

己上四町六反三百步

## (二) 若江郡条里關係史料

**荒陵寺御手印縁起** (平安初期?)

葦原地 一一一五〇代

若江郡 八条 水走里 四箇坪 一四〇〇代

神墓里 五箇坪 五八〇〇代

枚背里 五箇坪 二二五〇代

**信貴山寶財宝物帳** 延喜十七年 (917年)

美努常真、有貫等施入田 二段一二〇步

若江三条 竹村里 七坪

石清水文書太政官譯 延久四年(1072年)

卷処 若江北条 田七町一六〇步

卷処 若江南条 田一町二四〇步

字掃部別宮 若江郡

南条 犬甘里 一〇坪 一段七〇步  
                  二七坪 一町一〇〇步  
                  三五坪 五段 三六坪 八段  
楊田里 四坪 三段 八坪 五段  
門田里 二〇坪 四段  
波川田里 二四坪 五段  
佐奈宜里 一坪 二段一八〇步  
竹村里 一坪 三段一八〇步  
毛智里 一二坪 一段 一五坪 一段  
                  一六坪 三段 二八坪 五段  
辛国里 三三坪 一段二六〇步

石清水文書

沙弥源蓮寄進状 永仁三年(1295年)

在河内国 若江北条 錦田里

三三坪内南群本

教王護国寺文書 永保元年(1081年)

河内国石凝寺々地免判抄

若江郡 南条 清水里 二九坪 一町  
                  三〇  
                  北条 錦田里 二五坪 九段  
                  三三坪 一町  
                  字悦里 一町  
                  三四坪 一町

西琳寺文書 応永元年(1394年)

国分寺分 若江郡 北条 秋公 二町七段  
                  同 夏麦 公島四町

金剛寺文書 仁治元年頃(1240年~)

宛行処分田島并所藏所帯等事

若江南条 佐奈宣里 二坪 三段  
稲垣里 三坪 五段

#### 西大寺文書

宝料田園目録 永仁六年(1298年)

若江南条 組田里 三六坪 二段

臺井八幡宮文書 永仁六年(1298年)

#### 田島寄進状

若江北条 海上里 八坪 一段  
荒本里 一四坪  
二五坪 一段  
高志田里 一〇坪 一五坪  
鳥居里 一九坪 二二坪  
二九坪 二三坪  
甬居里 一坪 一九坪 三二坪

#### 南山巡狩録

延元二年(1337年)8月16日 高木八郎兵衛遠盛八尾城を賈めんがため打向ふ所に城共五条河原まで打出でここに合戦あり。

(解説) 由井喜太郎氏の説によると、この合戦は高木八郎兵衛が平野方面から久宝寺に出て八尾城を攻めんとしたもので、八尾、久宝寺間の大和川河原は若江郡五条であったとされている。

版



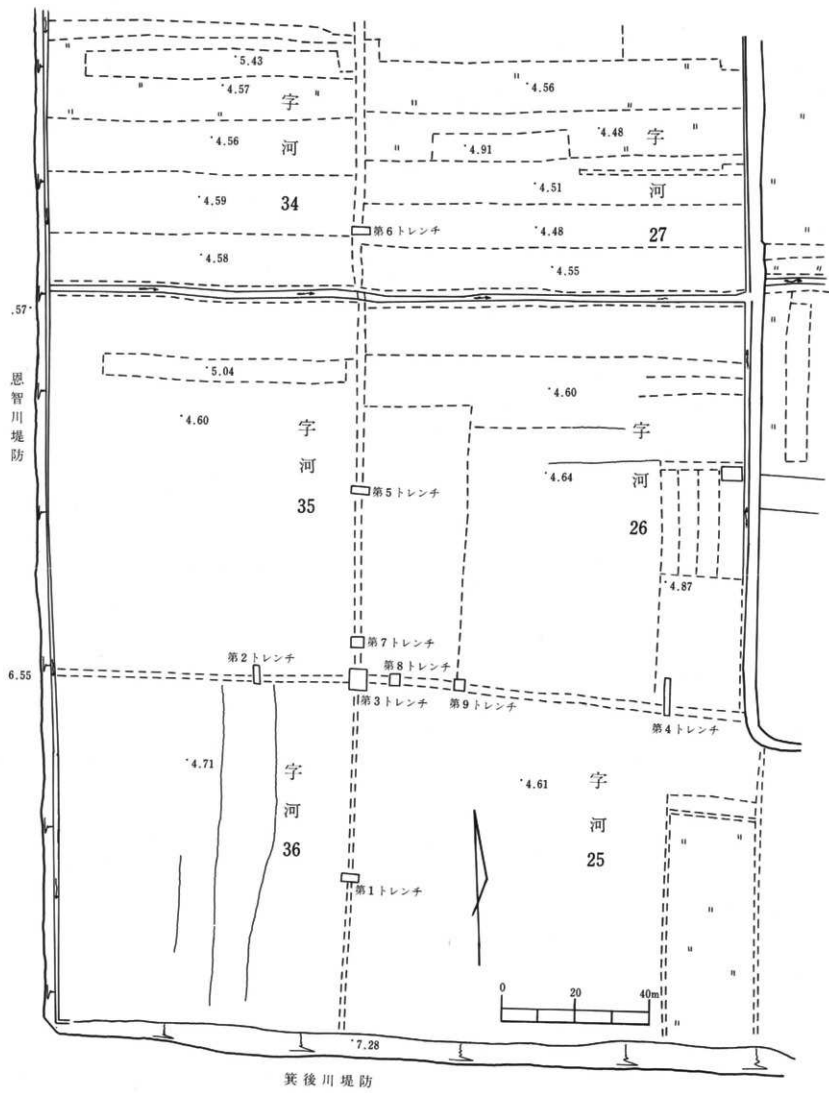
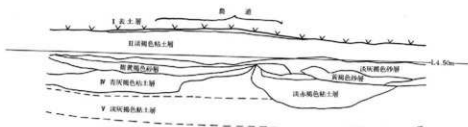
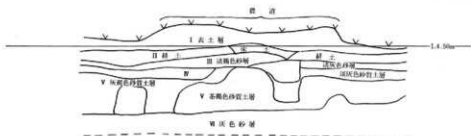


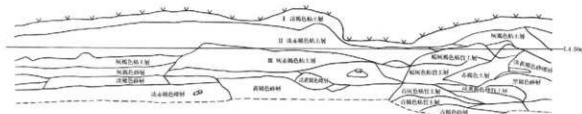
図 3 濁川風神聖前池 | 第 1 期



第1トレンチ北壁断面図



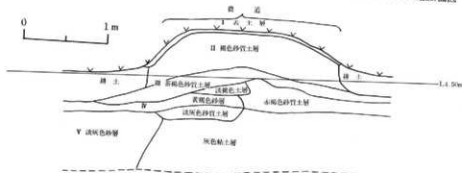
第2トレンチ東壁断面図



第4トレンチ東壁断面図

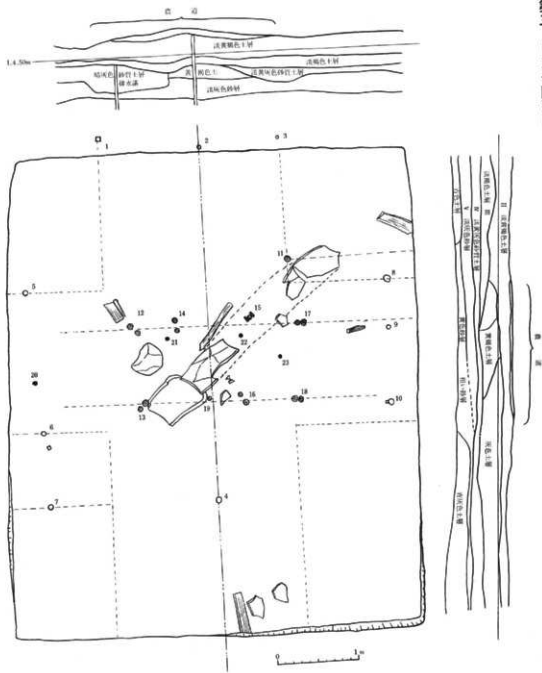


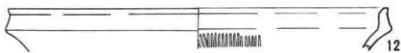
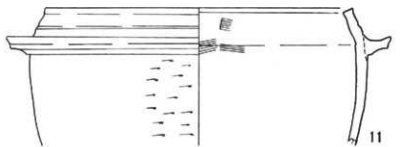
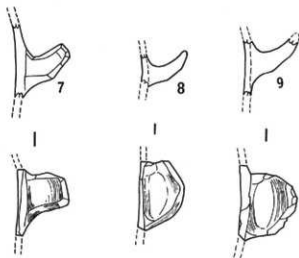
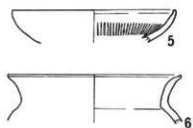
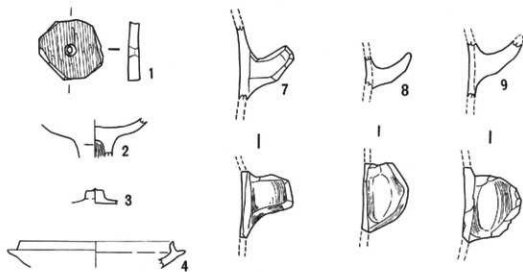
第5トレンチ北壁断面図



第6トレンチ南壁断面図

図版三 第三トレンチ断面図・平面図





0 20 cm



深  
野

讚良郡

河  
内  
郡

高安郡

新南池

若江郡

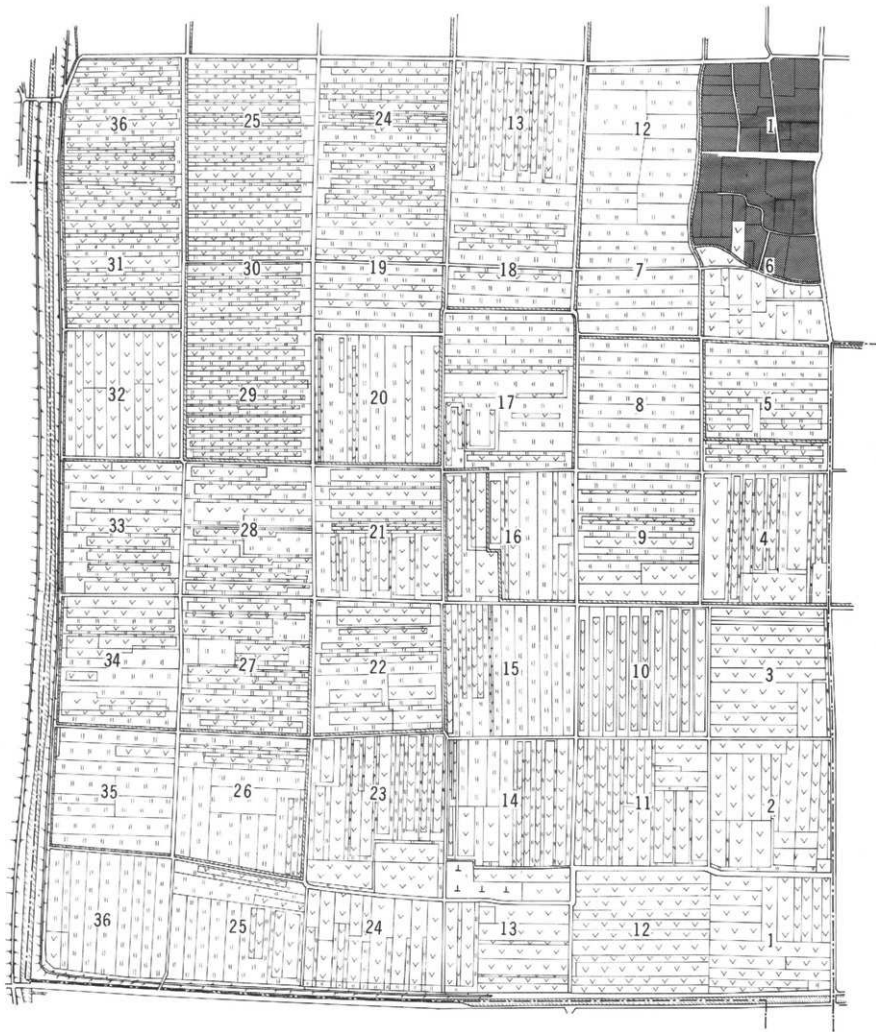
遊川郡






河内川流域土地所有権地図・徳島県 出典図



圖 1 長崎縣長門郡長門町長門村

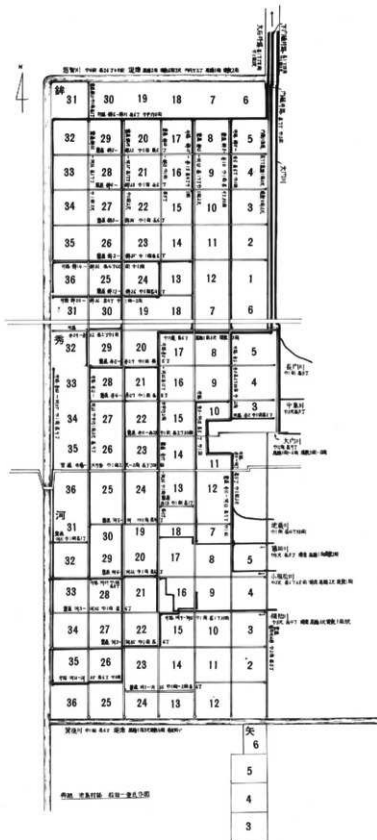


0 100 200m

-  田
-  畑
-  宅地

湖島村田圃之圖 十號圖

图版八 池島地区





写真図版一 東大阪市東地区南部航空写真





池島条里全望



池島条里と恩智川



発掘調査区域



池島桑里河之部農耕の景観



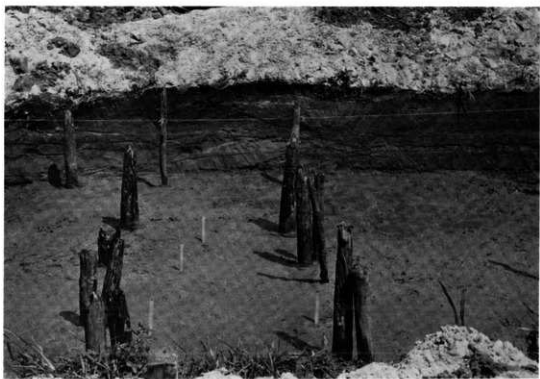


第二トレンチ 断面





第三トレンチ 境界杭



第三トレンチ 境界杭



水路



農道



農道



農道と水路



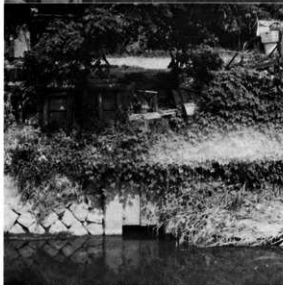
恩智川 近鉄線北方



恩智川 秀34村近



恩智川戸堰（宇河32の西）



恩智川樋門（宇河32の西）



池島地区揚水ポンプ

# 池島町の条里遺構

— 調査概報 —

発行 昭和 52 年 11 月 1 日

東大阪市遺跡保護調査会

印刷 ナニワ印刷株式会社